

令和5年4月

資料3

自閉症・情緒障害特別支援学級の開設

子どもたち一人一人の

教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて



学年の発達に応じた教科の学習やコミュニケーションの学習などを通して、
学習上又は生活上に必要な力を伸ばします。



対象となる児童

〔次に掲げる事項に該当する児童〕

知的発達が遅滞がなく、以下の（１）または（２）に該当するお子さんが利用することができます。

- （１） 自閉症又はそれに類する障害により、友達とのかかわりや集団での学習が苦手なお子さん
- （２） 心理的な要因により、友だちと一緒にの生活や行動が苦手なお子さん

あきる野市就学相談及び転学相談について

自閉症・情緒障害特別支援学級での指導を希望される場合は、あきる野市就学相談へのお申込みが必要となります。

就学相談及び転学相談のお申込み方法

〔未就学児〕（就学相談となります）

- ・令和５年度に小学校へ入学予定の未就学児は、秋川教育相談所にお電話にてお申込みをお願いします。

〔あきる野市立小学校に在籍している児童〕（転学相談となります）

- ・現在、あきる野市立小学校に在籍している児童は、**在籍校の担任等に連絡の上**、秋川教育相談所にお電話にてお申込みをお願いします。

※自閉症・情緒障害特別支援学級への就学及び転学相談の手続きにおいて、「発達検査」及び「医師診察記録」が必要となります。

お子さんのよりよい就学のために、みなさんの相談をお待ちしています。



森っこサンちゃん

〔お問い合わせ〕

【就学相談及び転学相談への申込みについて】

あきる野市教育委員会 教育相談所
電話：０４２－５５８－６４４４
月曜日から金曜日まで（土日、祝日を除く）
午前９時から午後５時まで

【自閉症・情緒障害特別支援学級の制度について】

あきる野市教育委員会 指導室
電話：０４２－５５８－８８５９
午前８時３０分から午後５時１５分まで